

# 本機構の活動状況について

公益財団法人 日本高等教育評価機構  
事務局長 伊藤敏弘

- ◆ 本日の報告内容
  
- ◆ 平成30年度評価結果について
  
- ◆ 第2期 (H24~29) 認証評価の検証に関するアンケート結果 (中間報告)
  
- ◆ 令和2年度以降の認証評価について
  - JIHEE評価校数の推移
  - 「受審のてびき」留意点等の一部変更
  - 学校教育法等の一部改正への対応について
  
- ◆ 第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

# ◆平成30年度認証評価結果について

# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆ 第3期(H30年度～)評価基準 内部質保証機能の重視

### 第3期 (30年度～) の評価システム



基準項目:23 評価の視点:56

# ◆平成30年度認証評価結果について

## 評価結果の提供及び公表

- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び配付
- 判断例の公表

### ・平成30年度 評価結果(平成31年3月20日公表)

大学 15校 適合 14校  
 保留 1校

大学再評価 3校 適合 2校  
 不適合 1校

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6
優れた点	6	26	9	12	4	2
改善を要する点	1	4	2	14	7	9

# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆優れた取組みの積極的公表

- 優れた点の基本的な考え方の見直し  
 —優れた点を多く取り上げ積極的に公表する方向で—

新	旧
<p>使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項です。                  全て公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆質の保証及び向上に寄与する取組み</li> <li>◆個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み</li> <li>◆先進的で一定の成果を挙げている取組み</li> <li>◆十分に成果を挙げている取組み</li> <li>◆十分に整備され、機能している取組み</li> <li>◆他大学の模範となるような取組み</li> </ul>	<p>大学のみに通ずる事項と公表する事項があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆使命・目的などに照らして、「優れている」と判断した事項</li> <li>◆他大学の模範となるような先進的な取組みであり、かつ十分に成果を上げている場合</li> </ul>

# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆平成30年度 優れた点(重点評価項目)

### ●基準6について

中核センターが中心となり、教育及び研究そして大学の特徴である地域社会に貢献するための部会を構成し、FD・SD活動とともに、その傘下に「自己点検・自己評価委員会」を設け、中期目標・中期計画をもとにした事業計画に対するアセスメントを設定し、PDCAサイクルを回す仕組みが整えられている点は評価できる。

「自己点検・自己評価委員会総会」に自治体関係者などの外部委員も参加していることは自主的・自律的な自己点検・評価の取組みとして評価できる。

## 優れた点の公表(当機構ホームページ)

[http://www.jiheer.or.jp/achievement/archive\\_year/pdf/h30\\_1\\_excellent\\_hyokahoukoku.pdf](http://www.jiheer.or.jp/achievement/archive_year/pdf/h30_1_excellent_hyokahoukoku.pdf)

# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆平成30年度 改善を要する点

### ●基準1について

研究科の教育目的等の学則などへの明示

### ●基準2について

学科ごとの収容定員の未充足

学生相談室及び医務室の運用

### ●基準3について

成績評価基準の明確化

学則変更手続きの不備



# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆平成30年度 改善を要する点

### ●基準4について

学長のガバナンス⇒教授会が意見を述べる事項の定め、学生の退学、停学及び訓告の手続きの定め など

教授会及び委員会の運営

### ●基準5について

教育情報または教職課程の教員養成に関する情報の公表

理事会、評議員会の運営

財務の中長期計画の策定

### ●基準6について

自己点検・評価結果の公表

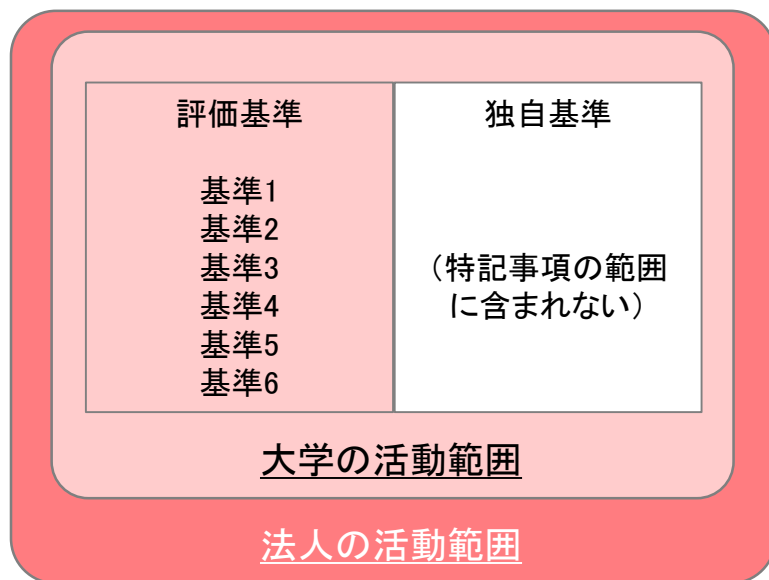
重点評価項目として、他の基準との関連に基づく指摘

# ◆平成30年度認証評価結果について

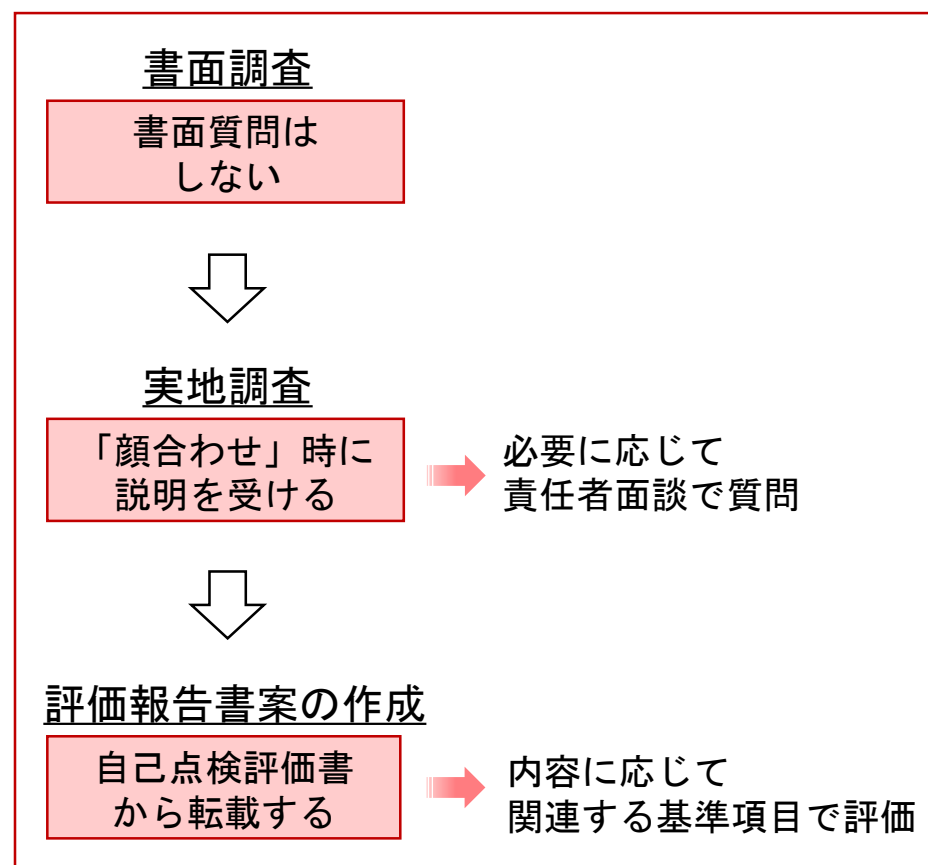
## ◆特記事項

大学が「特筆したい特色ある教育研究活動や事業」等のうち、独自基準の内容と重複しないものを三つまで記述

特記事項の範囲(イメージ図)



評価機構の対応



# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆平成30年度 特記事項提出例

### ●特色ある教育について

- ・学内教育と臨床教育
- ・社会人教育
- ・大学農場と専門職教育 など

### ●研究及び大学院教育について

- ・地域の研究拠点
- ・博士後期課程設置による大学院教育の発展
- ・優秀な若手研究者の確保と国際コミュニティー支援 など

### ●国際交流について

- ・国際交流事業の促進 など

### ●大学間連携について

- ・他大学の事務国際化支援
- ・法人内大学間の連携と遠隔講義システム
- ・単位互換協定に基づく国内留学制度について など

# ◆平成30年度認証評価結果について

## ◆特記事項 ホームページでの公表

評価結果一覧 平成30年度 平成30(2018)年度 を表示

認証評価における評価活動は、大学が作成する「自己点検評価書」に沿って進められ、評価結果は「適合」「不適合」「保留」※1で示されます。大学個別の「評価報告書」にその理由や基準ごとの評価、指摘事項、特記事項※2などが記載されます。この結果は、文部科学大臣に提出した後、記者発表により社会に公表します。また、その年に実施した全ての評価結果を学校種別に「評価結果報告書」としてまとめて発行しています。「評価結果報告書」には、認証評価のほかにも、再評価の評価報告書等も掲載されています。

※1平成23(2011)年度までの評価結果は、「認定」「不認定」「保留」  
 ※2特記事項とは、平成30(2018)年度から大学が作成する「自己点検評価書」に記載されている、大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等に関する内容です。大学個別の「評価報告書」にも転載されていません。

大学機関別 | 短期大学機関別 | ファッション・ビジネス専門職大学院

▶ 評価結果検索はこちら

大学機関別認証評価  
 適合：14、保留：1、計：15 (五)

	学校名	設置	自己点検評価書	評価報告書	特記事項
適合	秋田看護福祉大学	私立	自己点検評価書	評価報告書	特記事項
	沖縄科学技術大学院大学	私立	自己点検評価書	評価報告書	特記事項
	沖縄国際大学	私立	自己点検評価書	評価報告書	特記事項
	亀田医療大学	私立	自己点検評価書	評価報告書	特記事項
	九州保健福祉大学	私立	自己点検評価書	評価報告書	特記事項

## ◆平成30年度認証評価結果について

### ◆ H30年度 受審大学へのアンケート結果

**Q:「評価報告書」及び「大学のみに通ずる事項」は、これまでの経過(書面質問、実地調査時の面談、意見申立てなど)を踏まえて想定できる内容や指摘でしたか。**

①想定できる内容や指摘であった	12校	80.0%
②不適當な内容や指摘もあった	3校	20.0%
無回答	0校	0%

## ◆平成30年度認証評価結果について

### ◆ H30年度 受審大学へのアンケート結果

**Q:「評価報告書」「大学のみ通知する事項」の各報告書によって大学の長所や今後対応すべき事項などが明らかになったと思いますか。**

①とてもそう思う	2校	13.3%
②そう思う	11校	73.3%
③わからない	1校	6.7%
④改善の余地がある	0校	0%
無回答	1校	6.7%

◆ 第2期（H24～29）認証評価の  
検証に関するアンケート結果  
（中間報告）

## ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

詳しい集計結果・分析などは年度内発行  
の報告書をご参照ください

### 目的：

認証評価が各大学・短期大学の改革・改善等を始めとする内部質保証の諸活動に果たす役割などの事例を調査するとともに、その実情と課題を研究する。

### 対象校と回答数：

平成24(2012)年度から29(2017)年度まで認証評価を実施した全大学。大学328校、短期大学16校の計344校のうち、回答をいただいたのは大学284校、短期大学12校の計296校（回答率86.0%）。

※第2期に2回評価を受けた大学は3校、募集停止1校、評価を受けた大学間での統合が1校あった。

### 実施日：

平成30(2018)年7月19日～8月24日（9月7日まで延長）

### 方法：

メールにて依頼。ウェブアンケートシステムを利用して回答を収集。依頼メールは、当機構の連絡担当者や自己評価担当者宛とした。

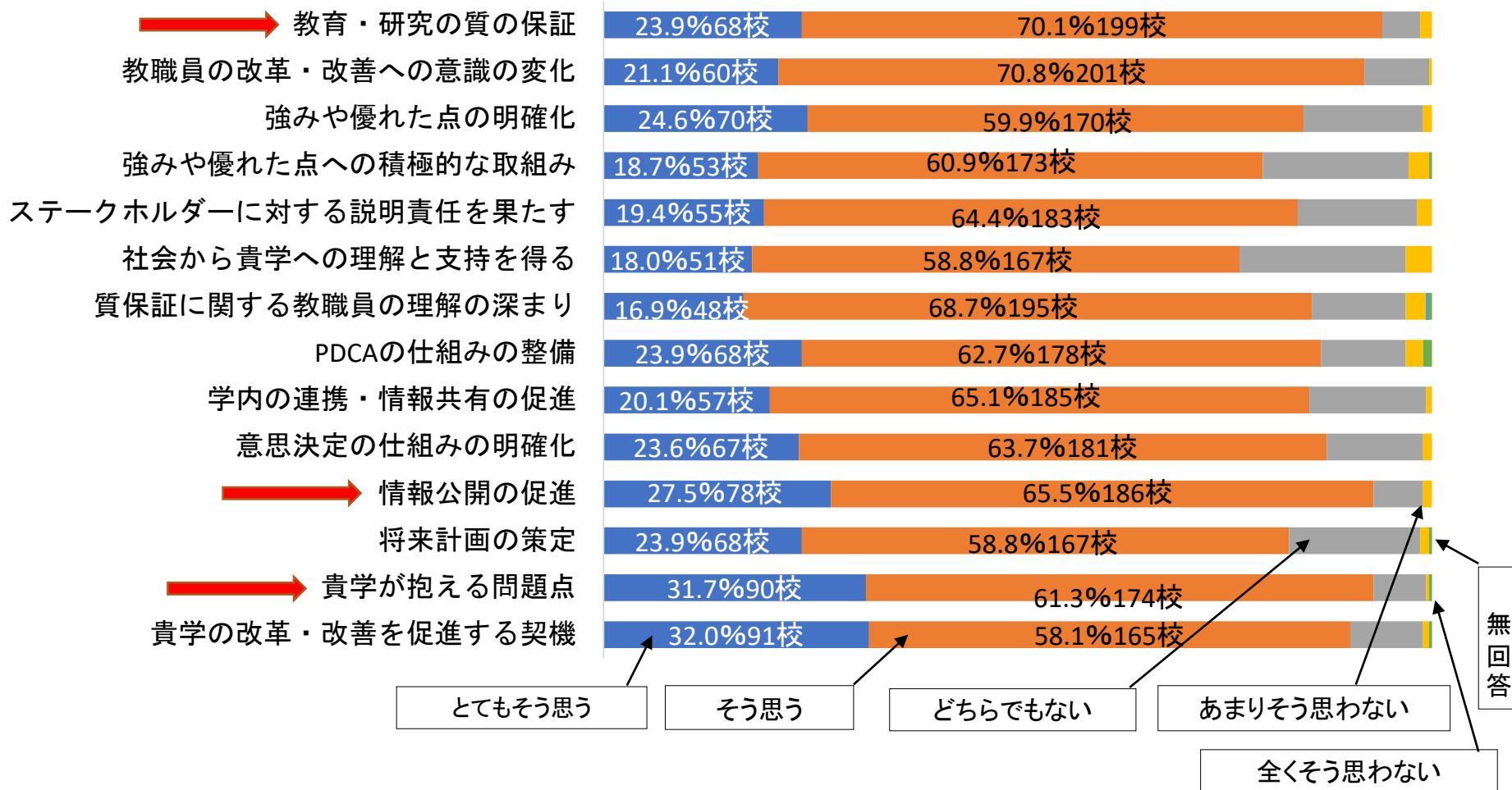


# ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

## 結果紹介①

※大学の回答、以下同じ

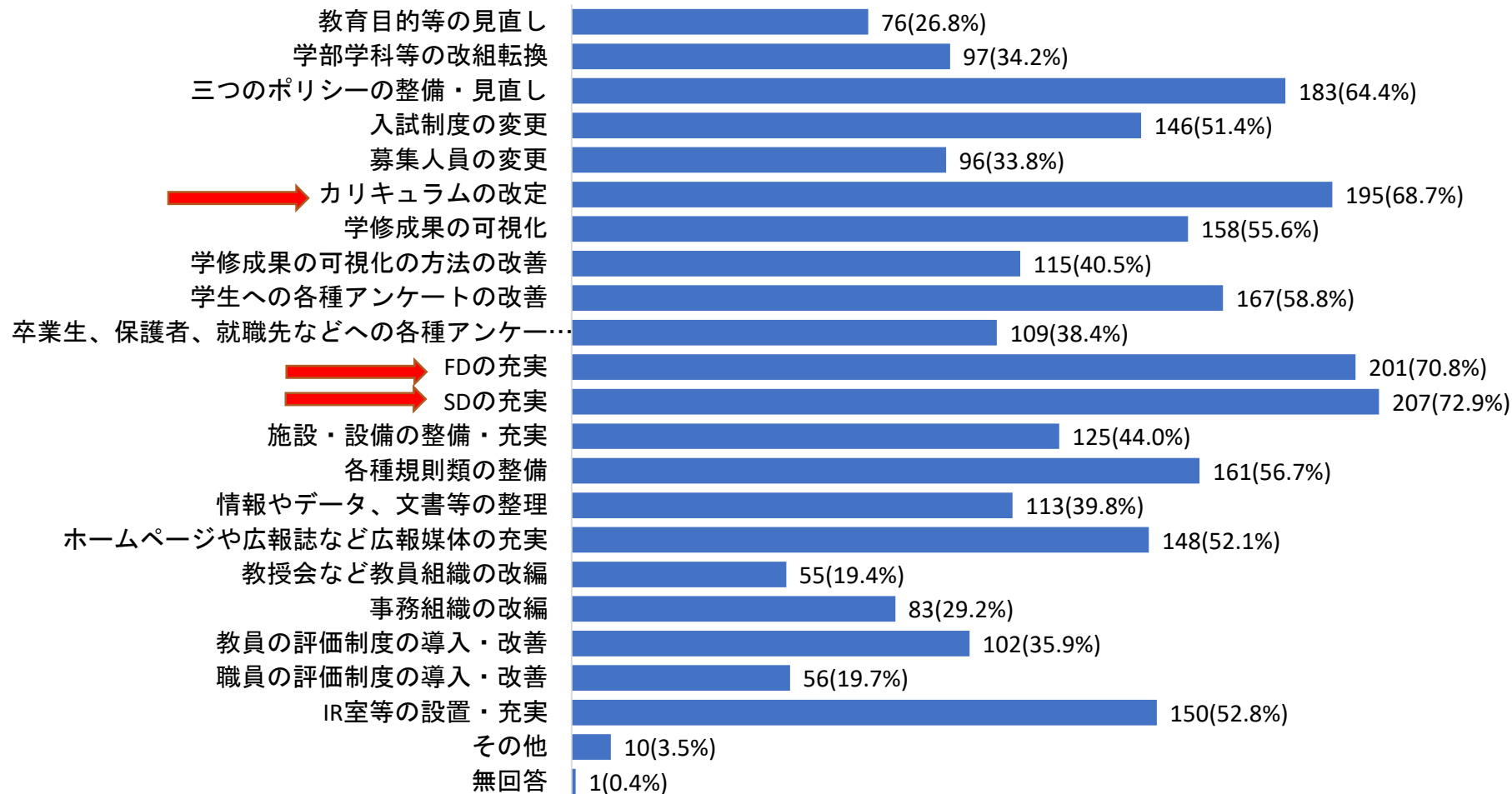
認証評価を受けたことが次のような効果・影響につながったと思いますか



# ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

## 結果紹介②

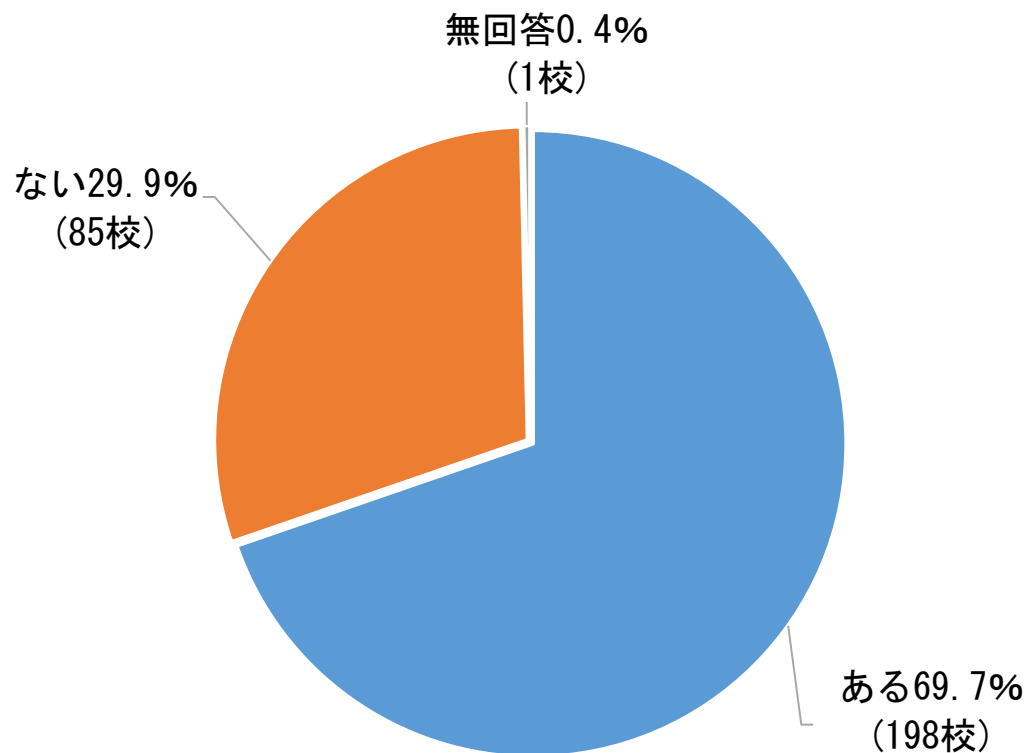
認証評価後の取組みとして実施又は計画していることを選んでください



# ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

## 結果紹介③

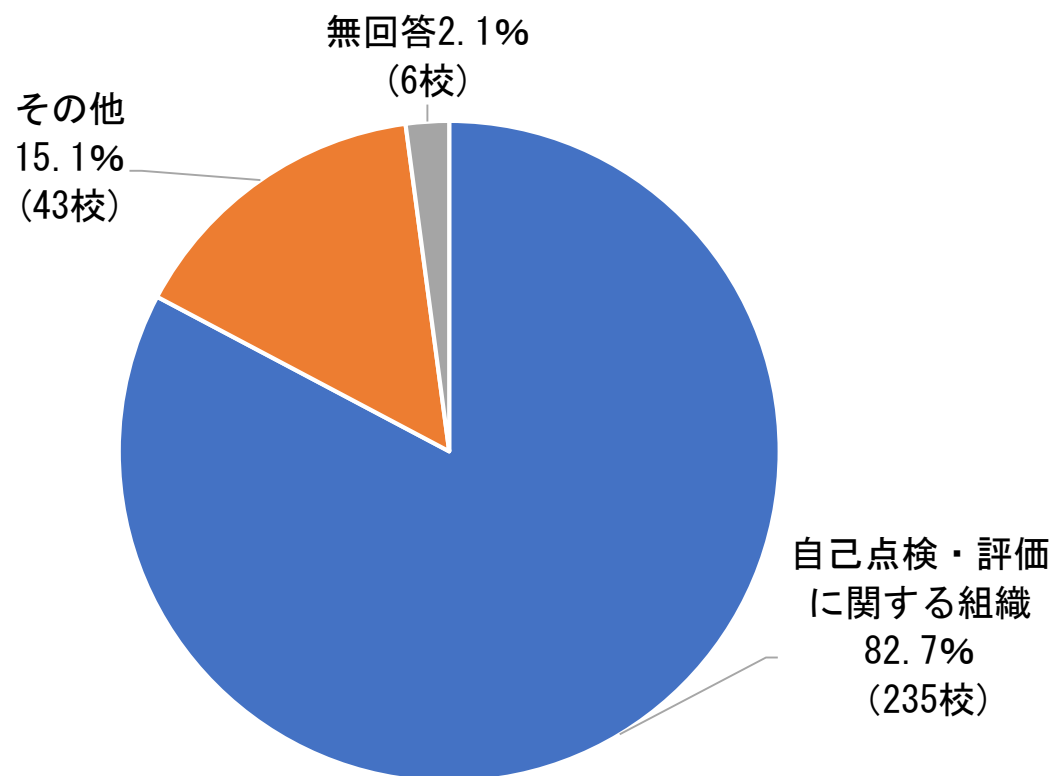
自己点検評価書の「改善・向上方策（将来計画）」実施状況を管理している部署はありますか



# ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

## 結果紹介④

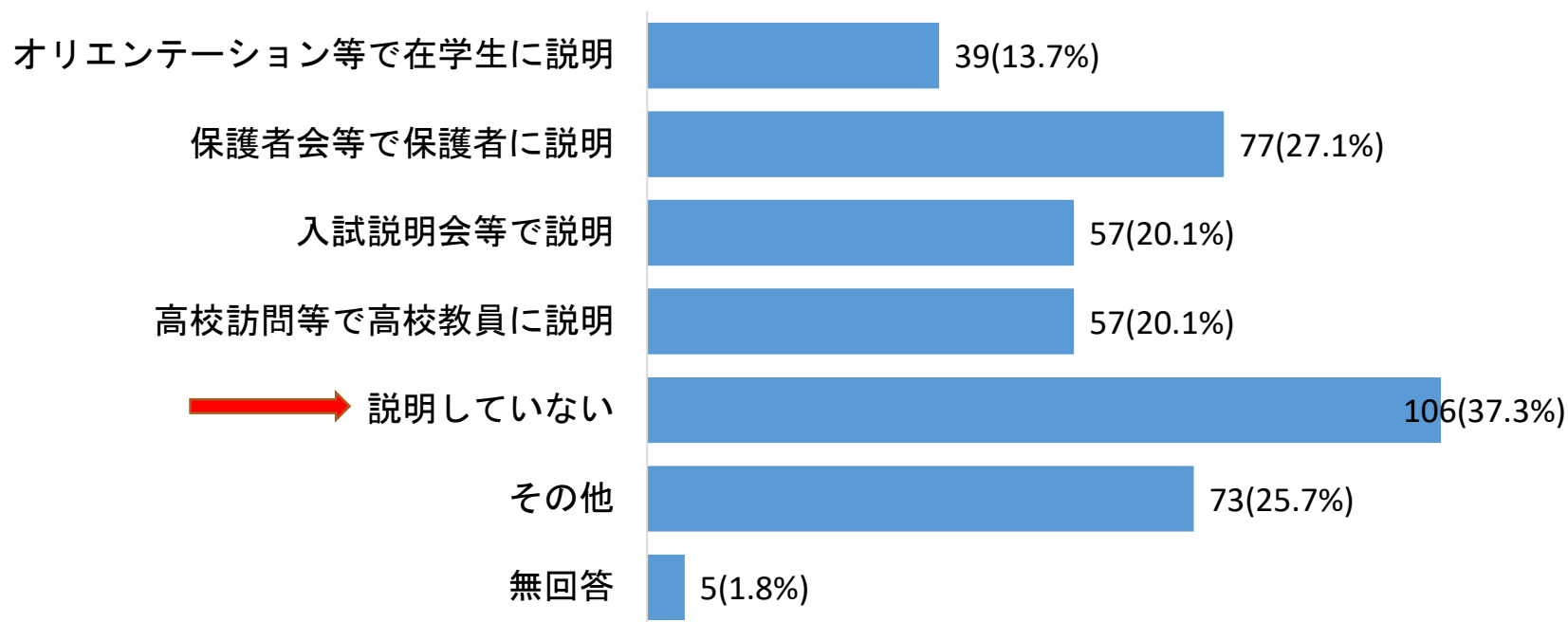
認証評価の結果について検討する部署はどこですか



# ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

## 結果紹介⑤

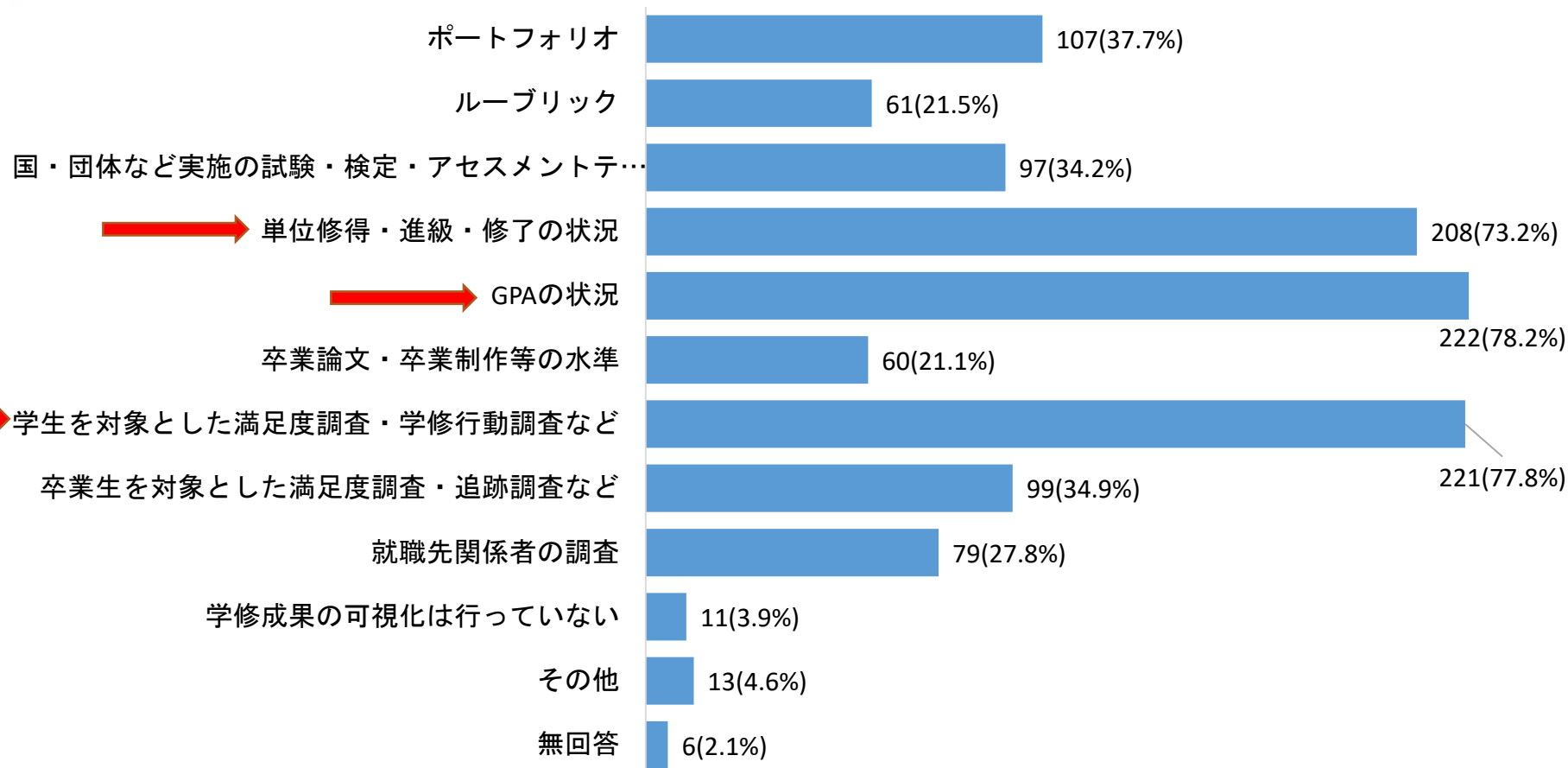
認証評価の結果をステークホルダーにどのように説明しましたか



# ◆ 第2期認証評価の検証に関するアンケート

## 結果紹介⑥

学修成果の可視化のために利用しているものを選んでください



- ◆ 令和2年度以降の認証評価について  
JHEE評価校数の推移  
「受審のてびき」留意点等の一部変更  
学校教育法等の一部改正への対応について

# ◆ JIHEE評価校数の推移

## (1) 大学機関別認証評価(平成17年7月認証)

会員大学 354大学(公立4校、私立350校)

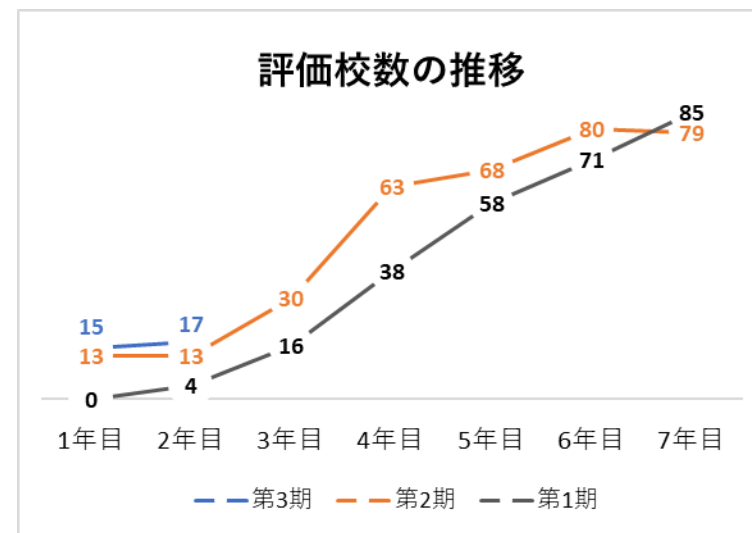
受審大学 272大学(第1期 H17-22)

346大学(第2期 H23-29)

平成30年度 大学機関別認証評価 15大学  
 再評価 3大学

私立大学の58%が加盟

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審大学	13	13	30	63	68	80	79
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受審大学	15	17	44	49	48		



※R2年度以降は意向調査結果から



# ◆ JIHEE評価校数の推移

## (2) 短期大学機関別認証評価(平成21年9月認証)

会員大学 23短期大学  
 受審大学 16短期大学(第2期、平成29年度まで)

平成30年度 短期大学機関別認証評価 実施なし

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審短期大学	—	—	1	3	2	3	7
年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受審短期大学	—	1	3	5	2		

## (3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価(平成22年3月認証)

平成30年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 実施なし

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受審大学院	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1

# ◆ 「受審のてびき」 留意点等の一部変更

## ◆ 基準項目3-3.学修成果の点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施しにより、学修成果を大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。
②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	<input type="checkbox"/> 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

### エビデンスの例示

- ・学修成果を示す資料
- ・学修成果の点検・評価の尺度・指標や測定方法を示す資料
- ・学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料

# ◆ 「受審のてびき」 留意点等の一部変更

## ◆ 基準6.内部質保証

### 6-1.内部質保証の組織体制

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための組織の整備、 責任体制の確立	<input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

### エビデンスの例示

- ・内部質保証に関する全学的な方針を示す資料
- ・内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料

# ◆ 「受審のてびき」 留意点等の一部変更

## ◆ 基準6.内部質保証

### 6-2.内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> <b>自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。</b>
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

### エビデンスの例示

- ・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
- ・自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
- ・IR機能の構築及び活動状況を示す資料

# ◆ 「受審のてびき」 留意点等の一部変更

## ◆ 基準6.内部質保証

### 6-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
<p>①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性</p>	<p>□ 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。</p> <p>□ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、<del>を踏まえた</del>中長期的な計画を踏まえたに<b>基づき</b>、大学運営の改善・向上を<b>図るなど</b>、<del>のために</del>内部質保証の仕組みが機能しているか。</p>

### エビデンスの例示

- ・三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を示す資料
- ・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用改善状況を示す資料

# ◆学校教育法等の一部改正への対応について

- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）  
 2018.11.26 中央教育審議会

## Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 …「学び」の質保証の再構築…

教学マネジメント特別委員会の設置

- 全学的な教学マネジメントの確立
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- 教育の質保証システムの確立
  - 設置基準の見直し
  - **認証評価制度の充実**（法令違反等に対する厳格な対応）

学生調査

- 自己評価書の見直し、効率化、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- 評価基準に適合しているか否かを認定（○又は×）
- 受審期間の見直し
- 学修成果等に関する情報公表の活用や大学同士の比較、経年比較で改善状況を確認

# ◆学校教育法等の一部改正への対応について

## • 学校教育法等の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）

### 1. 学校教育法の一部改正

- 認証評価—評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け
- 不適合の大学に対して、文科大臣が報告又は資料の提出を要求

#### 学校教育法109条

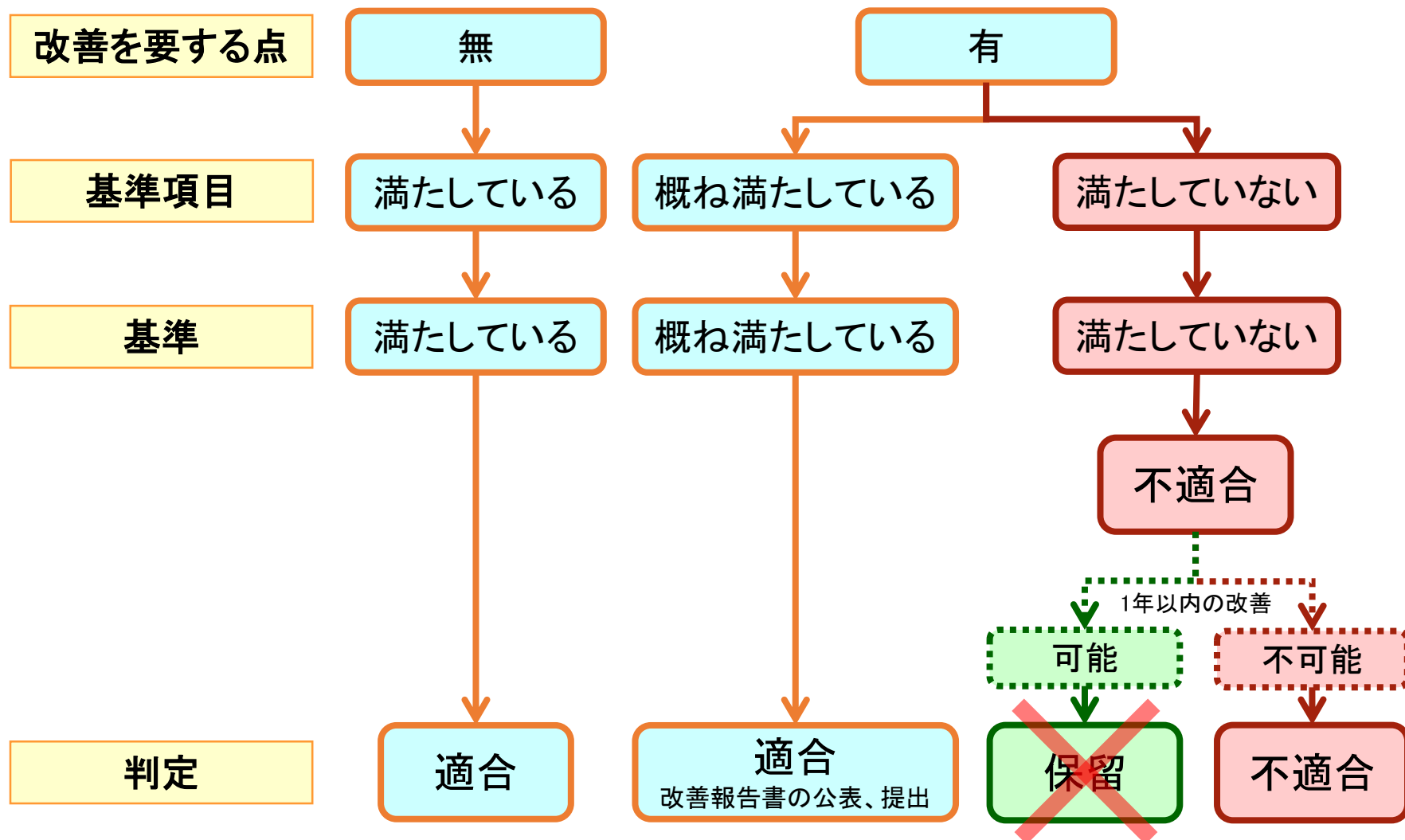
（新設）

- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（括弧内略）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

### 2. 私立学校法の一部改正

- 大学設置の学校法人—認証評価結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成
- 大学設置の学校法人—財務書類等の公表
- 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備 等

# ◆ 参考) 評価機構による評価





# ◆ 高等教育の動向と今後の方向性

- 学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正  
(令和元年6月公布・施行予定)

## 1. 大学設置基準の一部改正

- 学部等連係課程の設置
- 実務家教員の大学教育への参画促進
- 履修証明プログラムへの単位付与

## 2. 大学院設置基準の一部改正

- 研究科等連係課程の設置

## 3. 短期大学設置基準の一部改正

- 学科連係課程の設置
- 履修証明プログラムへの単位付与

## 4. 学校教育法施行規則の一部改正

- 学修証明書の交付

# ◆学校教育法等の一部改正への対応について

- 大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に  
係る省令の改正  
(審議中)

## 1. 学校教育法施行規則の改正（令和2年4月施行予定）

- 「三つの方針」の策定・公表の義務化
- 学位論文に係る評価の基準の公表の義務化 等

## 2. 大学院設置基準の一部改正（令和1年夏頃施行予定）

- 博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化
- 経済的支援や学費等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を示すことの  
努力義務化 等

◆ 第3期認証評価システムの検証  
(パネルディスカッション)

## ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

### 学修成果とは・・・

学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学修期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果のこと

何を教えるか



どのような能力が身に付いたか

### 何が求められているのか？

- ・修得すべき学修成果の明確化
- ・適切な測定方法による学修成果の把握



- ・学修成果を重視した評価の実施
- ・学修成果の達成を目指した教育内容・方法の充実及び改善

## ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

### 内部質保証とは・・・

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること

### 大学の質とは・・・

「大学教育において最終的に保証されるべき質は、  
学生の学びの内容と水準である。」

平成21年8月26日 中央教育審議会大学分科会  
「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」  
第1 公的な質保証システムの再検討について より



### どのように自己点検・評価をするか？

・学びの内容と水準を定める



大学自らが求める一定の水準が保たれているかについて、自己点検・評価する。

## ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

### ◆6-3.内部質保証の機能性

#### 評価の視点に関わる自己判定の留意点

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

例えば・・・

「ディプロマポリシーを基本とした学修成果の点検・評価」

- ・学修状況
- ・資格の取得状況
- ・就職状況の調査
- ・卒業時の満足度調査
- ・学生の意識調査
- ・就職先の企業アンケート など

- ・教育内容及び教育方法の改善
- ・学修指導の改善 など

## ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

### ◆6-3.内部質保証の機能性

#### 評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。

例えば・・・

学内

- ・自己点検・評価 など

学外

- ・認証評価
- ・設置計画履行状況等調査
- ・外部評価 など

- ・法令などの遵守
- ・教育研究組織の整備
- ・学内規定の整備
- ・中長期的な計画及び財務計画の見直し
- ・教育研究環境の整備 など

# ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

## ◆ H30年度 担当評価員へのアンケート結果

**Q: 基準項目3-3「学修成果の点検・評価」において、担当校は学修成果を明確にし、適切に自己点検・評価を行っていたと感じましたか。**

	第1回評価員会議時 (7、8月)		実地調査終了時 (10、11月)		
	人数	割合	人数	割合	
① そう思う	38人	52.8%	49人	68.1%	15.3%↑
② そう思わない	32人	44.4%	18人	25.0%	19.4%↓
無回答	2人	2.8%	5人	6.9%	



# ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

## ◆ H30年度 担当評価員へのアンケート結果

**Q: 基準項目6-3「内部質保証の機能性」において、担当校は内部質保証について適切に自己点検・評価を行っていたと感じましたか。**

	第1回評価員会議時 (7、8月)		実地調査終了時 (10、11月)		
	人数	割合	人数	割合	
① そう思う	34人	47.2%	36人	50.0%	2.8%↑
② そう思わない	33人	45.8%	27人	37.5%	8.3%↓
無回答	5人	6.9%	9人	12.5%	

# ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

## ◆法令等の遵守状況一覧の留意点

各法令の遵守状況について「○」「×」を記入する。該当しない場合は「—」を記入する。

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第104条	○	学則第●条に学位の授与について定め、授与している。	3-1
第108条	—	本学は短期大学に当てはまらない。	2-1

### 過去に提出された例

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第●条	○	<b>学則</b> →「学則」のみでは遵守状況の説明になっていない。	3-1
第●条	—	<b>該当なし。</b> →公表することを踏まえて可能な限り「なぜ該当しないのか」を記述。	2-1
第●条	△	→「○」か「×」を記入する。	3-2
第●条	?	→「○」か「×」を記入する。	2-2

## ◆ H30年度 担当評価員へのアンケート結果

**Q: 法令等の遵守状況一覧は適切に記述されていたと感じましたか。**

	第1回評価員会議時	
① そう思う	52人	72.2%
② そう思わない	17人	23.6%
無回答	3人	4.1%

# ◆第3期認証評価システムの検証 (パネルディスカッション)

## 実地調査: 基本スケジュール

<移動日>

~22:00	評価チームの移動
--------	----------

<第1日>

	大学へ移動
9:00~10:00	第2回評価員会議
10:00~11:00	資料・データの点検
	自己評価担当者との打合せ(機構)
11:00~11:30	顔合わせ
11:30~12:30	大学責任者との面談 (基準1、特記事項含む)
12:30~13:30	昼食
13:30~14:30	学生との面談
14:30~15:00	資料・データの点検
15:00~17:30	大学関係者と基準ごとの面談
	大学から移動
18:00~20:00	第3回評価員会議

<第2日>

	大学へ移動
9:00~9:30	資料・データの点検
9:30~10:30	教育研究環境の視察
10:30~12:00	大学関係者と基準ごとの面談
12:00~13:00	昼食
13:00~14:20	追加面談、追加視察等
14:20~15:50	第4回評価員会議
15:50~16:00	終了の挨拶
	評価チームの移動

ご清聴ありがとうございました。